

仕様書

1 概要

(1) 件名

安城市一般廃棄物埋立処分場浸出水処理施設ほか9施設（13契約）で使用する電力（単価契約）

(2) 需給場所

別紙1に掲げる施設及びこれに付属する施設

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年10月31日まで

2 仕様

(1) 需給場所ごとの予定契約電力、予定使用電力量

別紙1に掲げるとおり

(2) 需給期間対象

令和8年11月1日（0時）から令和9年10月31日（24時まで）

なお、契約締結日から令和8年10月31日までは準備期間とする。

(3) 需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(6) 供給条件

次のアからウの条件を満たすこと。

ア 供給電力は再生可能エネルギー由来の環境価値証書※1を付与した電力とする。

※1 FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、グリーン電力証書等

イ 供給電力のメニューごとの調整後排出係数※2は0.000000 t-CO₂/kWhとすること。

※2 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

ウ 供給条件を遵守していることを示す書類（任意様式）を提出すること。なお、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表している最新の登録メニューである場合、提出は不要とする。

(7) 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(8) 検針日および計量日

ア 検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

3 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

ア 電気料金

電気料金の計算は、次の（ア）から（カ）を合計して得た金額とする。

(ア) 基本料金

契約期間中は基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

(イ) 電力量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

(ウ) 燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費調整単価の変更に関する改定が発生する場合、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料調整費を請求しない場合、本項目は除外とする。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生する場合は、電力量料金に含めるものとする。

(エ) 容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において当初提案した単価からの変更は認めない。なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

(オ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

(カ) 国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

イ 単価の単位

単価の単位は0.01円とし、端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

ウ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、発注者と協議のうえ、新たな消費税率に基づいた金額へ変更契約するものとする。

(2) 電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

(3) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、紙媒体での郵送、又は電子媒体によりその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。

ウ 口座引落登録が完了するまでの間に請求が発生した際など、請求書が必要となる場合は案件毎の単位に紙ベースで作成し、発注者宛に郵送すること。なお、請求内訳は施設毎に分けて整理し、発注者宛に紙媒体での郵送またはWEBページより確認が行えるものとする。

4 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 取次店

電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

(5) 支払方法

支払方法は、発注者が指定する口座へ毎月継続して料金を振り替えるものとし、毎月の振替日及び振替日が休日の場合の取り扱いについては受注者が指定する。

5 環境配慮関係

本市は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っています。受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いし

ます。

6 重要事項

(1) 受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のアからウに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直しが生じる場合は、発注者へ事前に通知を行うものとする。

イ 制度改正及び受注者の発電費用などの変動により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

ウ 協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(2) 契約

ア 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

イ 契約書は受注者の定めた様式に、本仕様書を添付したものとする。

ウ 当該契約期間中に翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について削減又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

(3) その他

ア 発注者及び受注者は電気事業法及びその他関係法令、条例、規則及び要綱を遵守しなければならない。

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。